

## 令和 5 年度霧島市水道事業会計剰余金の処分について

下記のとおり令和 5 年度霧島市水道事業会計で生じた剰余金の処分を行うため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

## 記

## 令和 5 年度霧島市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	17,471,756,618	16,378,499	1,348,705,491
議会の議決による処分額	460,803,189	0	△1,248,626,378
減債積立金の積立て	0	0	△14,000,000
建設改良積立金の積立て	0	0	△773,823,189
資本金に組入れ	460,803,189	0	△460,803,189
処分後残高	17,932,559,807	16,378,499	(繰越利益剰余金) 100,079,113

注 この計算書における△表記は、減少を示すものである。

## (提案理由)

令和 5 年度霧島市水道事業会計で生じた利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものである。